

自主防災組織規約

<規約例>

規約は組織の目的、事業内容等を明らかにし役員の任務や運営について定めましょう。

自主防災組織規約

(名 称)

第 1 条 この会は、自治会自主防災組織（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 本会の事務所は、に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、風水害の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震、風水害等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震、風水害等の発生時における情報の収集・伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資器材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第 5 条 本会は、自治会の世帯をもって構成する。

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	名
幹 事	名

- 2 役員は、会員の互選による。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括する。また、地震、風水害等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

(会 議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

2 総会は、2年に1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が召集する。

4 総会は、次の事項について審議する。

(1) 規約の改正に関する事。

(2) 防災計画の作成及び改正に関する事。

(3) 事業計画に関する事。

(4) その他総会が特に必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項を幹事会へ提出するものとする。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべき事。

(2) 総会により委任された事。

(3) その他幹事会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第10条 本会は、地震、風水害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震、風水害等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。

(2) 防災知識の普及に関する事。

(3) 防災訓練の実施に関する事。

(4) 地震、風水害等の発生時における情報の収集、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関する事。

(5) その他必要な事項。

付 則

この規約は、 年 月 日から実施する。